

令和7年定例第3回市議会会議録(第1日)

令和7年9月2日午前9時30分定例第3回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	諸富	正也	9番	前原	武美
2番	三小田	智裕	10番	上津原	博
3番	黒田	清隆	11番	荒巻	隆伸
4番	河野	一仁	12番	瀬口	健
5番	森	弘子	13番	中尾	眞智子
6番	奥蘭	由美子	14番	中島	一博
7番	吉原	政宏	15番	宮本	五市
8番	古賀	義教	16番	牛嶋	利三

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長 久保井 千代 係長 高野 志乃扶
参 与 田 中 裕 樹 書記 池 田 祐 司

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋 盛人	企画振興課長	渡邊 満昭
副市長	森田 泰平	学校教育課長	松尾 郁代
教育長	藤岡 育代	子ども子育て課長	甲斐田 美紀
監査委員	河野 信祐	介護支援課長兼地域包括支援センター長	山下 優子
総務部長	梶嶋 晋治	農林水産課長	猿本 邦博
企画部長	坂本 生治	商工観光課長	垣田 智章
保健福祉部長兼福祉事務所長	田中 聰美	上下水道課長	松尾 友博
市民部長 兼市民課長	松藤 典子	契約検査課長	松尾 秀勝
環境経済部長	岡 俊幸	福祉課長兼福祉事務所副所長	野田 英一
建設都市部長	城戸 邦宏	教育総務課長	河野 成嗣
教育部長	堤 則勝	消防署長兼消防本部総務課長	宮本 一久
消防長	北嶋 俊治	消防本部総務課長補佐兼庶務係長	龍 宏幸
総務課長	平川 貞雄	子ども子育て課長補佐兼子ども子育て係長	大石 由美子
財政課長	大坪 康春	福祉課長補佐兼福祉総務・障がい福祉係福祉総務担当係長	姉川 秀樹
総合政策課長	村越 公貞	教育総務課長補佐兼総務・学校再編推進係学校再編推進担当係長	中島 豊晴

商工観光課企業
誘致推進室長 本木祐司

農林水産課園芸
水産林務係水産
林務担当係長 廣重玲子

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 監査報告について（例月出納検査）
- (4) 議案一括上程
- (5) 提案理由説明
- (6) 報告第7号 専決処分の報告について（専決第5号 和解及び損害賠償額の決定について）
- (7) 報告第8号 専決処分の報告について（専決第6号 和解及び損害賠償額の決定について）
- (8) 報告第9号 専決処分の報告について（専決第7号 和解及び損害賠償額の決定について）
- (9) 報告第10号 専決処分の報告について（専決第8号 和解及び損害賠償額の決定について）
- (10) 報告第11号 令和6年度みやま市一般会計継続費精算報告書の報告について
- (11) 報告第12号 令和6年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- (12) 認定第1号 令和6年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (13) 認定第2号 令和6年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (14) 認定第3号 令和6年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- (15) 認定第4号 令和6年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (16) 認定第5号 令和6年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定について
- (17) 認定第6号 令和6年度みやま市水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

- (18) 認定第7号 令和6年度みやま市下水道事業決算の認定について
 - (19) 議案第43号 みやま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (20) 議案第44号 みやま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (21) 議案第45号 みやま市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (22) 議案第46号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
 - (23) 議案第47号 みやま市道路線の廃止について
 - (24) 議案第48号 令和7年度みやま市一般会計補正予算（第3号）
 - (25) 議案第49号 令和7年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
 - (26) 議案第50号 令和7年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
 - (27) 柳川みやま土木組合議会議員の補欠選挙について
 - (28) 有明生活環境施設組合議会議員の補欠選挙について
-

午前9時30分 開会

○議長（牛嶋利三君）

それでは、ただいまから令和7年定例第3回市議会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定について

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 会期の決定についてを議題といたします。

本件は、先日の議会運営委員会におきまして協議をいただいておりますので、委員長の報告を求めてまいります。吉原議会運営委員会委員長お願いします。

○議会運営委員長（吉原政宏君）（登壇）

皆さんおはようございます。令和7年定例第3回市議会の運営につきまして、8月22日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告いたします。

第1に、本会議に付議されました案件は、報告6件、認定7件、議案8件でございます。

第2に、本会議の開催は、本日、9月2日から9月19日までの18日間といたします。

第3に、その日程ですが、日程につきましては既に皆様方に資料を配付しておりますので、御参考方お願いいいたします。

第4に、審議方法について申し上げます。

認定第1号から認定第7号までの7件につきましては、決算審査特別委員会付託といたします。

議案第43号及び議案第44号並びに議案第46号の3件につきましては、総務常任委員会付託といたします。

議案第45号及び議案第47号の2件につきましては、産業建設常任委員会付託といたします。

議案第48号から議案第50号の3件につきましては、全体審議といたします。

なお、執行部につきまして、初日及び最終日以外は、各委員会を含め、議案等審議に關係する説明員での対応といたします。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から9月19日までの18日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月19日までの18日間と決定をいたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（牛嶋利三君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、15番宮本五市君、1番諸富正也君、両名を指名いたします。

日程第3 監査報告について（例月出納検査）

○議長（牛嶋利三君）

日程第3. 監査報告について。監査委員の報告を求めます。河野監査委員。

○監査委員（河野信祐君）（登壇）

皆様おはようございます。それでは、例月出納検査の御報告をいたしたいと思います。

監査報告。地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を御報告いたします。

検査の対象といたしましては、みやま市的一般会計、特別会計及び公営企業会計に属する出納状況であります。

現金の出納及び保管について、令和7年4月分から6月分までの各月の月末現在における各会計別歳出簿の現金額は、指定金融機関残高表及び支払証憑書類、その他関係諸帳簿と照合した結果、何ら非違事項も認められず、全て適正に処理されておりました。

以上、例月出納検査の報告を終わります。

日程第4 議案一括上程

○議長（牛嶋利三君）

日程第4. 議案の一括上程を行います。

報告第7号から12号までの6件、認定第1号から7号までの7件、議案第43号から第50号までの8件を一括議題といたします。

日程第5 提案理由説明

○議長（牛嶋利三君）

日程第5. 市長の提案理由説明を求めます。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めまして、皆様おはようございます。

本日、ここに令和7年第3回みやま市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本議会に御提案いたします議案につきまして御説明申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付いたしております報告第7号 専決処分の報告についてから議案第50号 令和7年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）までの21件でございます。

内訳といたしましては、和解及び損害賠償額決定についての専決処分報告のほか、一般会計継続費の精算報告、健全化判断比率及び資金不足比率の報告など、報告案件が6件、令和6年度の一般会計決算、特別会計決算及び公営企業決算についての認定案件7件、また、条例改正、定住自立圏形成協定の変更、市道路線の廃止のほか、令和7年度一般会計予算及び特別会計予算の補正についての議案8件を御提案しており、詳細につきましては、後ほど担

当より御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

日程第6 報告第7号

○議長（牛嶋利三君）

日程第6. 報告第7号 専決処分の報告について（専決第5号 和解及び損害賠償額の決定について）、報告を求めてまいります。桝嶋総務部長お願いします。

○総務部長（桝嶋晋治君）（登壇）

改めまして、おはようございます。報告第7号 専決処分の報告について御説明を申し上げます。

本件は、事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年8月6日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会へ報告するものです。

概要を申し上げますと、令和7年6月6日午前11時57分頃、みやま市瀬高町廣瀬48番地付近において、パトカーが市道上を通行中、車輪が側溝蓋を通過した際に損傷した蓋が跳ね上がり、車体下部を損傷させたものであります。

この事故に係る損害賠償額を40,370円と決定し、相手側と示談いたしており、その損害賠償額は全国町村会総合賠償補償保険で補填するものでございます。

以上、報告を申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行いますが、通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第7号 専決処分の報告について（専決第5号 和解及び損害賠償額の決定について）を終わります。

日程第7 報告第8号

○議長（牛嶋利三君）

日程第7. 報告第8号 専決処分の報告について（専決第6号 和解及び損害賠償額の決定について）、報告を求めます。引き続き、桝嶋総務部長お願いします。

○総務部長（桝嶋晋治君）（登壇）

続きまして、報告第8号 専決処分の報告について、御説明を申し上げます。

本件は、事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規

定により、令和7年8月6日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会へ報告するものです。

概要を申し上げますと、令和7年4月24日午後1時12分頃、相手方が運転する自家用車が、本市が管理する市道を通行中に、右前輪が道路陥没箇所と接触し、破損したものであります。

この事故に係る損害賠償額を7,434円と決定し、相手側と示談いたしており、その損害賠償額は全国町村会総合賠償補償保険で補填するものでございます。

以上、報告を申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行いますが、通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第8号 専決処分の報告について（専決第6号 和解及び損害賠償額の決定について）を終わります。

日程第8 報告第9号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8. 報告第9号 専決処分の報告について（専決第7号 和解及び損害賠償額の決定について）、報告を求めます。桟嶋総務部長お願いします。

○総務部長（桟嶋晋治君）（登壇）

引き続き、報告第9号 専決処分の報告について、御説明を申し上げます。

本件は、事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年8月7日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会へ報告するものです。

概要を申し上げますと、令和7年4月24日午前7時55分頃、相手方が社用車で市道を通行中、右前輪が道路陥没箇所と接触し、破損したものであります。

この事故に係る損害賠償額を10,736円と決定し、相手側と示談いたしており、その損害賠償額は全国町村会総合賠償補償保険で補填するものでございます。

以上、報告を申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行いますが、通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第9号 専決処分の報告について（専決第7号 和解及び損害賠償額の決定について）を終わります。

日程第9 報告第10号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9. 報告第10号 専決処分の報告について（専決第8号 和解及び損害賠償額の決定について）、報告を求めてまいります。北嶋消防長お願いします。

○消防長（北嶋俊治君）（登壇）

改めまして、皆さんおはようございます。報告第10号 専決処分の報告について、御説明申し上げます。

本件は、救急活動中の紛失事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年8月7日付で専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

概要を申し上げますと、令和7年1月5日15時40分頃、消防本部の救急車が救急要請により傷病者を医療機関に搬送しましたところ、その搬送中の救急車内で、救急隊員が呼吸管理処置のため、傷病者の義歯を取り外して管理しておりましたが、病院到着後に義歯の所在が不明となったものでございます。

この事故に係る損害賠償額を126,383円と決定し、相手側と示談いたしたところでございます。

なお、本案件では、消防本部で加入しております消防業務賠償責任保険の適用外ということであり、損害賠償額は一般会計予算から支出することといたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行いますが、通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第10号 専決処分の報告について（専決第8号 和解及び損害賠償額の決定について）を終わります。

日程第10 報告第11号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 報告第11号 令和6年度みやま市一般会計継続費精算報告書の報告について報

告を求めます。桜嶋総務部長お願ひします。

○総務部長（桜嶋晋治君）（登壇）

それでは、報告第11号 令和6年度みやま市一般会計継続費精算報告書の報告につきまして御説明を申し上げます。

令和5年度から令和6年度までの2か年の継続費で整備いたしておりました産業団地造成事業につきまして、継続費の継続年度が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

みやま柳川インターチェンジ北地区の造成事業においては、令和6年2月に着工し、令和7年3月に面積約5万7,960平方メートルの造成工事が完了いたしました。

支出済額の総額は、実績欄の支出済額の計のとおり、696,005,716円の決算額となっております。

以上、報告第11号 令和6年度みやま市一般会計継続費精算報告書の報告について説明を終わりります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行いますが、通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第11号 令和6年度みやま市一般会計継続費精算報告書の報告についてを終わります。

日程第11 報告第12号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 報告第12号 令和6年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、報告を求めます。桜嶋総務部長お願ひします。

○総務部長（桜嶋晋治君）（登壇）

それでは、報告第12号 令和6年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、御説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率と資金不足比率を議会に報告するものでございます。

健全化判断比率の4つの指標につきましては、健全化判断比率報告書の表中、上段の数値が本市の令和6年度決算数値、括弧書きの数値が早期健全化基準を示すものでございます。

まず、実質赤字比率は、普通会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、決算が黒字の場合はこの比率がありません。本市の令和6年度普通会計の決算は、631,810千円の黒字で実質赤字比率は該当がありません。

次に、連結実質赤字比率は、全会計を対象とした連結の実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、本市の令和6年度決算における全ての会計の収支は、1,743,599千円の黒字となっており、連結実質赤字比率も該当がございません。

続いて、実質公債費比率は、債務負担行為などを含む実質的な公債費の決算額の標準財政規模に対する比率でございますが、令和6年度は前年度より0.7ポイント悪化し、6.7%となっております。

次に、将来負担比率は、普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、令和6年度は前年度より1.7ポイント悪化し、7.3%となっております。

続いて、資金不足比率について御説明をいたします。

次のページをお願いいたします。

資金不足比率とは、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であります。令和6年度決算の水道事業会計及び下水道事業会計については黒字となっており、資金不足比率は該当がありません。

本市の令和6年度決算は、いずれの指標も早期健全化の判断基準を下回っております。また、地方公共団体健全化法の規定により、監査委員の監査にも付しておりますので、申し添えをいたします。

以上、報告第12号 令和6年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして説明を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

監査委員の審査意見を求めてまいります。河野監査委員お願いします。

○監査委員（河野信祐君）（登壇）

それでは引き続きまして、財政健全化の御報告を申し上げます。

令和6年度みやま市の財政健全化、水道及び下水道事業会計経営健全化審査の意見を申し上げます。

審査につきましては、健全化判断比率及び資金不足比率と、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、令和7年7月24日に実施し、

いずれも適正に作成されていることが認められました。

なお、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率につきましては、早期健全化基準を下回っており、いずれも良好な状態でございます。

また、資金不足比率につきましても経営健全化基準を大きく下回っており、良好な状態でございます。

なお、詳細につきましては、別紙意見書を御高覧いただきますと助かります。よろしくお願いします。

また、今後も早期健全化基準及び経営健全化基準を超えることがないよう、財政の健全化に向けて努力していただくことを期待し、簡単ではございますが、令和6年度の健全化審査意見とさせていただきます。

以上で終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行いますが、通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第12号 令和6年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

日程第12～第18 認定第1号～認定第7号

○議長（牛嶋利三君）

日程第12. 認定第1号 令和6年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第18. 認定第7号 令和6年度みやま市下水道事業決算の認定についてまでの7件について、提案理由の説明を求めます。認定第1号から5号、大坪財政課長お願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

改めまして、皆さんおはようございます。それでは、認定第1号から認定第5号、令和6年度みやま市一般会計及び各特別会計の決算認定について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

なお、決算数値及び主要な施策の成果の概要につきましては、令和6年度みやま市決算に係る主要な施策の成果説明書を基に御説明をいたします。

また、決算数値につきましては、端数を切り捨て、万円単位で申し上げますので、よろしくお願ひいたします。いつもと同じくちょっと長くなります。よろしくお願ひいたします。

それでは、認定第1号 令和6年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。

成果説明書に記載しております6ページをお願いいたします。

まず、上段のI 決算の規模・収支の状況でございますが、令和6年度みやま市一般会計の歳入決算額は22,132,940千円、歳出決算額は21,458,750千円となり、歳入歳出差引額は674,190千円でございます。これから翌年度に繰り越すべき財源42,470千円を差し引いた実質収支は631,720千円の黒字となっております。

歳入歳出決算額を前年度と比較しますと、歳入決算額はマイナス0.4%、歳出決算額もマイナス0.3%とそれぞれ減少いたしております。

続きまして、歳入決算の概要につきまして、成果説明書、同じく6ページのII 岁入の状況の表で御説明をいたします。

まず、1款. 市税の決算額は3,755,290千円、前年度比2.1%の減となっております。定額減税に伴う個人市民税の減が主な要因でございます。

続いて、2款. 地方譲与税から12款. 交通安全対策特別交付金までは、国、県からそれぞれの制度に基づき交付されております。

まず、2款. 地方譲与税は、森林環境譲与税の増などにより、前年度比0.5%増の219,190千円、7款. 地方消費税交付金は、物価の上昇などに伴う地方消費税の增收等により、前年度比5.6%増の861,180千円、10款. 地方特例交付金は、定額減税に伴う減収補填特例交付金の増により、前年度比435.4%増の164,040千円となっております。

次に、11款. 地方交付税の決算額は7,197,490千円と歳入全体の32.5%を占めておりますが、前年度と比較して576,930千円の増、前年度比プラス8.7%となっております。公債費の増加による普通交付税の増などによるものでございます。

続いて、15款. 国庫支出金は、決算額4,023,400千円、前年度と比較して121,410千円の減、率にしてマイナス2.9%の減となっております。これは、公共土木施設災害復旧費負担金や就学前教育・保育施設整備交付金の減などが主な要因でございます。

次に、16款. 県支出金は、決算額1,815,010千円となっており、前年度比24,880千円、率にしてマイナス1.4%の減となっております。これは、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金の減などによるものでございます。

次に、18款. 寄附金は157,370千円の決算額となっており、前年度に対して39,250千円の

減となっております。個人版ふるさと寄附金の減が主な要因でございます。

最後に、22款. 市債は、決算額1,631,780千円、前年度比31,450千円の減、率にしてマイナス1.9%の減でございます。これは、公共土木施設災害復旧債や過疎対策事業債である園芸農業機械導入事業債の減が主な要因でございます。

続きまして、歳出決算について概要を御説明いたします。成果説明書22ページをお願いいたします。

成果説明書22ページのⅢ 歳出の状況の表で御説明をいたします。

まず、1款. 議会費は、決算額170,590千円、前年度に対し2,350千円の増でございます。議場カメラ設備改修工事費の増が主な要因でございます。

次に、2款. 総務費は、決算額2,767,680千円、前年度に対し266,410千円の増、率にしてプラス10.7%の大幅増となっております。こちらは、定額減税補足給付金給付事業費の増が主な要因でございます。

続きまして、3款. 民生費は8,143,260千円の決算額で、前年度比254,830千円の減、率でマイナス3.0%となっております。これは市内保育所及び認定こども園の施設改修補助である就学前教育・保育施設整備事業費の減が主な要因でございます。

次に、4款. 衛生費は、決算額1,673,740千円で、前年度比109,140千円の増、率にしてプラス7.0%となっております。旧清掃センター解体工事費の増が主な要因でございます。

次に、6款. 農林水産業費は、決算額が1,193,850千円、前年度比354,440千円の減、率にしてマイナス22.9%の大幅減となっております。これは産地生産基盤パワーアップ事業費補助金の減などが主な要因でございます。

続きまして、7款. 商工費は811,250千円の決算額で、前年度比152,630千円の減、率でマイナス15.8%の減となっております。これは、前年度にみやま柳川インターチェンジ北側の産業団地用地購入費があったことなどによるものでございます。

次に、8款. 土木費は、決算額1,564,010千円、前年度比101,560千円の減、率でマイナス6.1%となっております。社会資本整備総合交付金事業費の減が主な要因でございます。

続きまして、9款. 消防費は776,950千円の決算額で、前年度比96,340千円の増、率にしてプラス14.2%でございます。山川東部格納庫新築工事費の増が主な要因でございます。

次に、10款. 教育費は、決算額1,980,370千円、前年度比303,340千円の増、率でプラス18.1%の大幅増となっております。こちらは高田小学校体育館建築本体工事費の増が主な要

因でございます。

続いて、11款. 災害復旧費は、決算額156,950千円、前年度比233,490千円の減、率でマイナス59.8%の大幅減となっております。公共土木施設補助災害復旧事業費の減によるものでございます。

最後に、12款. 公債費は、決算額2,208,290千円、前年度比248,600千円の増、率にしてプラス12.7%となっております。令和元年度過疎対策事業債の元金償還開始による増などが主な要因でございます。

以上、一般会計決算の状況を御説明いたしました。

引き続き、特別会計の決算状況について御説明をいたします。

認定第2号 令和6年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明をいたします。

成果説明書は247ページからでございます。247ページをお願いいたします。

247ページ中ほど、令和6年度みやま市国民健康保険事業特別会計は、歳入決算額が5,385,360千円、歳出決算額が5,141,120千円で、歳入歳出差引額は244,230千円の黒字となっております。

まず、248ページをお願いいたします。

歳入決算額合計で260,950千円の減、歳出決算額も311,790千円の減となっております。

上段、歳入決算額のうち、1款. 国民健康保険税は、被保険者数の減などにより、決算額917,270千円、前年度比11,180千円の減となっております。また下段、歳出決算額についてですが、歳出決算額の71.5%を占めている2款. 保険給付費の決算額は3,675,720千円、前年度比192,170千円の減となっております。

続きまして、認定第3号 令和6年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。

成果説明書255ページからでございます。

255ページの中ほど、令和6年度みやま市後期高齢者医療特別会計は、歳入決算額799,720千円、歳出決算額795,890千円、歳入歳出差引額は3,830千円の黒字となっております。

256ページをお願いいたします。

上段になりますが、前年度と比較しますと、歳入決算額で83,210千円の増、同ページ下段の歳出決算額で82,050千円の増となっております。保険料収入及び広域連合納付金の増が主

な要因でございます。

次に、認定第4号 令和6年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明をいたします。

成果説明書は258ページからでございます。

まず、介護保険事業勘定でございますが、第9期みやま市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の初年度に当たります令和6年度の歳入決算額は5,211,580千円、歳出決算額は4,977,160千円で、歳入歳出差引額は234,410千円の黒字となっております。同ページ下の表ですが、前年度と比較しますと歳入決算額で63,400千円の増、次ページ上段の歳出決算額で71,820千円の増となっております。

続いて、成果説明書271ページをお願いいたします。

271ページ中ほど、介護サービス事業勘定につきましては、歳入決算額27,320千円、歳出決算額18,000千円で、歳入歳出差引額は9,320千円の黒字となっております。

最後に、認定第5号 令和6年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

成果説明書273ページでございます。

前年度に引き続き、用地取得は行っておりませんので、歳入決算額は80千円、歳出決算額はゼロ円、歳入歳出差引額は80千円の黒字でございます。

以上、認定第1号から認定第5号まで、一括して御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは引き続き、認定第6号、7号についての説明を松尾上下水道課長お願いします。

○上下水道課長（松尾友博君）（登壇）

皆さん改めましておはようございます。認定第6号 令和6年度みやま市水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和6年度みやま市水道事業決算書を御覧ください。

なお、決算数値につきましては、端数を切り捨て、万単位で申し上げますので、よろしくお願いします。

まず、決算書の14、15ページを御覧ください。

収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きの金額で、14ページ下段にあります収益

合計は481,900千円、15ページ下段の費用合計は458,430千円でございます。前年度と比較しまして、収益では1,630千円、0.3%の減、費用では18,360千円、4.1%の増となっております。

次に、6ページを御覧ください。

損益計算につきましては、中段下ほどにあります経常利益は23,820千円となり、下段にあります特別利益と特別損失の差350千円を差し引いた当年度純利益は23,470千円となります。

前年度繰越利益剰余金が137,790千円ありますので、その他未処分利益剰余金変動額43,470千円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は、全体として204,740千円となります。

8ページを御覧ください。この剰余金の処分案が、令和6年度みやま市水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

純利益の23,470千円を減債積立金へ積立てを行い、令和6年度に処分した減債積立金43,470千円を資本金へ組み入れ、残りの137,790千円を繰越利益剰余金として翌年度へ繰り越すこととしております。

次に、3ページを御覧ください。

資本的収入及び支出につきましては、消費税込みの金額で、3ページ上段中央の収入決算額223,130千円、同ページの下段にあります支出決算額533,540千円でございます。

収支不足額310,410千円につきましては、同ページ最下段に記載しておりますように、損益勘定留保資金等で補填しており、資金不足は生じておりません。

最終の27ページに補てん財源明細書を掲載しております。右下の年度末残高は544,330千円となっております。

今後とも経費節減等、企業努力を重ねながら事業を推進し、清浄な水の安定供給に努めてまいります。

なお、監査委員から綿密な審査をいただき、意見書をいただいている次第でございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決及び認定いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、認定第7号 令和6年度みやま市下水道事業決算の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和6年度みやま市下水道事業決算書を御覧ください。

なお、決算数値につきましては、端数を切り捨て、万単位で申し上げますので、よろしく

お願いします。

まず、決算書の17、18ページを御覧ください。

収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きの金額で、17ページ下段にあります収益合計は670,130千円、18ページ下段の費用合計は664,640千円でございます。前年度と比較しまして、収益では31,070千円、4.8%の増、費用では31,590千円、4.9%の増となっております。

次に、6ページを御覧ください。

損益計算につきましては、中段下ほどにあります経常利益は5,780千円となり、下段にあります特別利益と特別損失の差を差し引いた当年度純利益は5,490千円となります。

前年度繰越利益剰余金が29,750千円ありますので、当年度末未処分利益剰余金は、全体として35,240千円になります。

8ページを御覧ください。先ほどの剰余金につきましては、繰越利益剰余金として翌年度以降に繰越しすることとしております。

次に、3ページを御覧ください。

資本的収入及び支出につきましては、消費税込みの金額で、上段の収入決算額509,430千円、下段にあります支出決算額633,590千円でございます。

収支不足額124,160千円につきましては、最下段に記載しておりますように、損益勘定留保資金等で補填しており、資金不足は生じておりません。

最終の33ページに、補てん財源明細書を掲載しております。右下の年度末残高は75,640千円となっております。

今後とも安定的な下水道サービスを提供していくため、健全な事業運営に努めてまいります。

なお、監査委員からの綿密な審査をいただき、意見書をいただいている次第でございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、認定いただきますようお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、監査委員の審査意見を求めてまいります。河野監査委員お願いします。

○監査委員（河野信祐君）（登壇）

それでは引き続き、監査意見を申し上げます。

令和6年度決算審査の対象は、みやま市一般会計歳入歳出決算から下水道事業会計決算までの7会計でございます。

決算規模といたしましては、一般会計と特別会計の決算額の合計、これは歳入決算額が33,557,037,383円、歳出決算額32,390,948,149円となっておりまして、一般会計、特別会計の全ての会計において黒字決算となっております。

次に、水道事業会計の決算状況といたしまして、収益的収支につきましては、収入が532,090千円、支出が478,810千円となっております。

また、資本的収支につきましては、収入が223,130千円、支出が533,540千円で、収支差引き310,410千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金等をもって、これは補填されております。

また、下水道事業会計の決算状況といたしまして、収益的収支につきましては、収入が716,000千円、支出が693,540千円となっております。

資本的収支につきましては、収入が509,430千円、支出が633,590千円で、収支差引き124,160千円の不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金をもって補填されております。先ほどの松尾課長と重なっておりますが、御容赦いただきたいと思います。

以上が令和6年度の決算規模でございますが、決算の概要につきましては、決算審査意見書に記載しておりますので、御高覧いただきたいと思います。

審査は、水道事業会計を7月1日に、それから一般会計及び特別会計を7月8日から28日の間に実施し、全ての課等について決算書及び成果説明書を中心に行いました。その中で、主なものを御報告させていただきます。

まず、一般会計及び特別会計について申し上げます。

1つ目に、税等の徴収でございますが、市税の徴収率は96.5%と良好な状態であります。今後も収入未済額の解消に向けて、なお一層の努力を望むものであります。

2つ目に、予算の流用及び予備費の充用でございます。いずれも関係法令に基づいた適正な執行がなされておりますが、予算編成に当たっては、より慎重を期されることを望むものであります。

3番目に、不用額についてでございます。不用額については、経費節減に伴うものもありますが、大部分は執行残でございます。今後も、引き続き事業内容を十分に精査した上で、

予算を計上するよう努めていただきたいと思います。

4つ目でございます。その他ですが、自主財源の確保はもとより、財源の有効活用のため、今後も国、県の補助事業等を積極的に活用していただくことを望みます。また、補助制度等による各種支援事業においては、制度内容がより身近に感じられるような、これは周知の方法、それから工夫、これを検討されることを望みます。

5番目に、国民健康保険事業特別会計についてでございます。少子高齢化や医療技術の高度化などにより医療費は増加傾向にあり、国保財政は厳しい状況にあります。

今後も、医療費の抑制と保険税収入の確保を図る努力を望むものであります。

次に、水道事業会計について申し上げます。

本年度も黒字決算ではありますが、水道行政の充実及び事業の健全化のため、今後も漏水箇所の修繕及び老朽管の布設替え等を計画的に行い、有収率の向上を図ることを望むものでございます。

下水道事業につきましては、汚水処理原価が使用料単価を上回っている状況であります。地方公営企業は独立採算による経営を求められることを念頭に置き、一般会計からの繰入れが少なくなるよう、汚水処理構想や経営戦略の見直し等も今後検討されることを望みます。

以上、各会計について審査意見を申し上げましたが、今後も財政運営に当たっては、効率的な予算執行と安定した財源の確保に努め、住民の福祉の増進のため、最少の経費で最大の効果が上げられるよう、なお一層の研さんを望むものであります。

以上で決算審査意見の御報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより認定第1号から認定第7号まで一括して質疑を行いたいと思いますが、通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、ここでお諮りをいたします。認定第1号から認定第7号までの7件につきましては、14名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置して、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第7号までの7件は、14名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査することと決定をいたしました。

た。

決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定によりまして、議長において、1番諸富正也君、2番三小田智裕君、3番黒田清隆君、4番河野一仁君、5番森弘子君、6番奥薗由美子君、7番吉原政宏君、8番古賀義教君、9番前原武美君、10番上津原博君、12番瀬口健君、13番中尾眞智子君、14番中島一博君、15番宮本五市君、以上の14名を指名いたします。

ここで暫時休憩します。休憩後の会議を45分からにします。

午前10時32分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開してまいります。

日程第19 議案第43号

○議長（牛嶋利三君）

日程第19. 議案第43号 みやま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。桜嶋総務部長お願いします。

○総務部長（桜嶋晋治君）（登壇）

それでは、議案第43号 みやま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、人事院による、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置との権衡を踏まえ、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置を講じるため、条例を改正するものです。

改正の主な内容は、妊娠・出産時や育児期の職員に対し、仕事と育児の両立支援制度を周知するとともに、働き方の意向確認及び配慮等を行うことを義務づけるもので、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう支援を図るものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行いますが、通告がありませんので、質疑なしと認めます。こ

れで質疑を終わります。

議案第43号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第20 議案第44号

○議長（牛嶋利三君）

日程第20. 議案第44号 みやま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。引き続き樋嶋総務部長お願いします。

○総務部長（樋嶋晋治君）（登壇）

議案第44号 みやま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、部分休業制度の拡充に係る規定を整備するため、条例を改正するものです。

改正の主な内容は、現行の部分休業に加え、1年につき10日相当の範囲内で取得できる新たな部分休業のパターンを設けるとともに、取得時間帯を「勤務時間の始め又は終わり」に限定している現行の取扱いを廃止し、職員の職業生活及び家庭生活の両立について、一層の支援を図るものでございます。

以上、御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行いますが、通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第44号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第21 議案第45号

○議長（牛嶋利三君）

日程第21. 議案第45号 みやま市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。岡環境経済部長。

○環境経済部長（岡俊幸君）（登壇）

それでは、皆様、改めましてこんにちは。議案第45号 みやま市火入れに関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、条例中の文言についての修正及び規則において規定すべき事項の整理を行うため、

条例を改正するものでございます。

改正の主な内容としましては、条例第14条中には「異常乾燥注意報」の文言について、現在は「乾燥注意報」に名称変更されていることや、注意報については気象庁が発表するものであることから、条文に所要の改正を行うものであります。

また、併せて様式などの実務に関する手続につきまして、規則において定める事項として整理するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますよう、お願ひ申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許可します。10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

今回のこの条例は、合併したとき、平成19年に施行されているというふうに書いてあります。この分でいけば、条例の中身の改正については文言の訂正ということで理解するんですが、具体的にどういった方に対する適用なのか、それがこれじゃ分かりにくいので、私もこの文言は初めてですので、私の認識でいえば、火入れということでいえば、通常考えられるのは、農業者の方がする麦わらとか米わらへの火入れというのが認識としてありますけれども、そういうことなのか、そこが分かれば教えていただきたいというふうに思いますが。

○議長（牛嶋利三君）

猿本農林水産課長。

○農林水産課長（猿本邦博君）

皆さんこんにちは。上津原議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、どのような人に対する条例かであったかと思います。

この火入れ条例につきましては、森林法に基づき火入れの許可申請により、森林火災等を防ぐことを目的としております。森林またはその周囲の土地にある立ち木、竹、雑草などを意図的に面的に焼却する行為をしております。目的としましては、造林の準備、開墾、害虫駆除、焼き畑、採草地の改良などが対象となっております。

御質問の農業者の野焼き等につきましては、廃棄物処理法に基づきますので、今回の条例の対象とは考えておりません。

また、本市では、国の経営所得安定対策交付金を活用し、麦わら等すき込みは、微生物等の働きを活発にすることで地力を高める効果がございますので、推奨してきておるところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で通告による質疑は終わりましたが、何か関連質問がある方は挙手をお願いしたいと思います。関連質問ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第45号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第22 議案第46号

○議長（牛嶋利三君）

日程第22. 議案第46号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、提案理由の説明を求めます。坂本企画部長お願いします。

○企画部長（坂本生治君）（登壇）

皆様、改めましてこんにちは。議案第46号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成22年10月に協定を結んでおります大牟田市との定住自立圏形成協定につきまして、その具体的取組等を掲げた第3次有明圏域定住自立圏共生ビジョンが、令和7年度をもって計画期間を終了いたしますことから、新たな共生ビジョンの策定に当たり協定内容の見直し等を行うため、みやま市議会の議決に付すべき事件に関する条例の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

協定の変更内容でございますが、既存事業の取組内容の見直しや拡充のほか、新たに雇用の促進、空き家対策の推進、移住・定住の促進、流域治水の推進の4つの取組事項を追加しております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行いますが、通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第46号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第23 議案第47号

○議長（牛嶋利三君）

日程第23. 議案第47号 みやま市道路線の廃止について、提案理由の説明を求めます。城戸建設都市部長お願いします。

○建設都市部長（城戸邦宏君）（登壇）

皆様、改めましてこんにちは。議案第47号 みやま市道路線の廃止について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線の廃止をするものでございます。廃止する1路線につきましては、私有財産売払事前協議が提出されたことにより、用地を払い下げるため道路認定の廃止を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行いますが、通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第47号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第24 議案第48号

○議長（牛嶋利三君）

日程第24. 議案第48号 令和7年度みやま市一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を求めます。大坪財政課長お願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

それでは、議案第48号 令和7年度みやま市一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の御説明を申し上げます。またちょっとだけ長くなりますが、よろしくお願ひいたします。

議案書68ページをお願いいたします。

令和7年度みやま市一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算にそれぞれ455,268千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23,914,561千円といたしております。

まず、71ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正は、翌年度以降の債務を負担するため、集団住民健診委託料の追加、及び放課後児童クラブ施設使用料の変更をいたしております。

次に、72ページ、第3表 地方債補正は、消防団格納庫整備事業及び過疎対策事業の限度額を歳出予算と連動し、それぞれ追加をいたしております。

続きまして、歳入予算の主なものを御説明いたします。議案書は75ページからでござります。

15款2項1目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、本市の物価高騰支援策の経費に充てるため、40,200千円を計上いたしております。

次に、飛びまして77ページをお願いいたします。

18款1項3目の教育費寄附金1,000千円は、個人からの寄附金を計上いたしております。

次に、78ページ、20款1項1目。前年度繰越金329,818千円は、一般財源の額を調整して計上いたしております。

続きまして、79ページをお願いいたします。

22款。市債でございますが、歳出予算と連動し、消防団格納庫整備事業債31,800千円及び過疎対策事業債50,000千円を追加いたしております。

続いて、歳出予算の主なものについて御説明をいたします。議案書80ページからでござります。

2款1項9目の財政調整基金積立金は、財政調整基金条例に基づき、320,000千円を追加いたしております。

次に、81ページをお願いいたします。

3款1項8目の施設改修設計業務委託料2,000千円は、あたご苑の老朽化に伴い行います内部壁面補修等の改修工事に係る設計業務を補正するものでございます。

続いて、82ページ、3款2項1目の放課後児童クラブ施設使用料は、債務負担行為の期間変更に伴い、2,332千円を減額いたしております。

次に、83ページをお願いいたします。

4款1項4目の分筆鑑定評価業務等委託料は、旧し尿処理場跡地の一部に企業を誘致する

ため、敷地売却に向けた分筆及び鑑定評価等を委託するもので、3,400千円を追加いたしております。

続いて、84ページ、4款2項4目の体育館解体工事費は、旧山川南部小学校体育館跡地に山川南部分団格納庫を新築するための解体工事費25,300千円を追加いたしております。

次、85ページをお願いいたします。

7款1項2目の飲食店等支援事業補助金8,000千円は、物価高騰の影響を受けている市内飲食店等において、個人消費を喚起し、地域経済の活性化を支援するため、デジタル地域通貨みやまん・コインを活用した飲食店及び市内タクシー限定のプレミアム付チケットを販売するものでございます。

また、次の宅配ボックス設置事業補助金4,000千円は、宅配事業者の再配達の抑制や、物流における温室効果ガス排出量の削減を図るため、宅配ボックスの購入に対し補助をするものでございます。

続いて、宿泊施設立地可能性調査委託料は、宿泊需要推計などの調査を行い、宿泊施設の誘致活動を推進するもので、2,200千円を計上いたしております。

次に、プレミアム商品券事業補助金25,000千円は、物価高騰の影響を受けている市民や事業者の負担軽減を図るため、市内限定のプレミアム付デジタル商品券を2億円追加発行するものでございます。

次に、86ページをお願いいたします。

8款2項3目の道路新設改良工事費48,000千円は、JR瀬高駅東側道路である坂田・竹飯線について、工事施工箇所を変更し、橋梁取付工事等を行うため、不足分を追加補正するものでございます。

また、次の4目、橋りょう点検委託料は、橋梁検査項目の追加に伴い、7,000千円を追加するものでございます。

次に、87ページ、9款1項3目の山川南部分団格納庫建築設計業務委託料6,500千円は、旧山川南部小学校体育館跡地に分団格納庫を新設するための設計委託料でございます。

続いて、88ページ、10款1項2目の消耗品費1,900千円は、令和8年4月のみやま中学校開校による校名変更に伴い、部活動公式ユニホーム及び生徒用名札を購入するものでございます。

最後に、89ページをお願いいたします。

10款2項2目の教材用備品購入費1,100千円は、個人からいただいた寄附金を活用し、桜舞館小学校のプロジェクター及び大型モニター等を購入するものでございます。

なお、詳細な内容につきましては資料に記載しておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

まず、歳出、3款1項8目のあたご苑管理費に対する質疑を行ってまいります。12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

あたご苑、これは予算関係資料の81ページ、説明資料は7ページ。

3款1項8目、あたご苑管理費のあたご苑施設設計業務委託料2,000千円についてお聞きをいたしますが、先ほどの説明で内部壁面等の修理だということですが、私の近くですから、あそこにはしょっちゅう行っておりますけど、この2,000千円の修理設計業務委託料、設計業務を委託するに値するような工事かどうかと。私の見た目では、内部はクロスが剥がれておるだけ。あの空調関係からの漏水、あれは当初予算から入つたと思うんですけど、そういうのを考えれば、わざわざ設計業務委託するような仕事なのかなというふうに私は思います。これはどうかと判断されたことをお聞きしたいと思うんですが。

以前から玄関前の天井の脱落、あれはみっともないですよというようなことも申し上げたんですが、こここの設計業務委託にそこが入つたのかどうか、以前からこれは申し上げよったんですけどね。

それからもう一つ、これもまた申し上げておりました山川のげんきかんの雨漏りですね。1年以上、2年ぐらい前からこれも私は言いよったと思うんですが、最近はまたひどくなつて、雨が降ったときには窓を伝って漏水しておると、雨漏りがあると。だから、一部使用ができるような箇所がつくってあります。こういったところを何で補正化されんのかなと。あそこも避難所になつたと私は思うんですけどね。そういうことから考えれば、私が思うにクロス貼りが剥がれると、それぐらいのことをあたご苑でやるならば、あたご苑の玄関前の天板の脱落、それから、げんきかんの雨漏り、こういったものを何でしてもらえんかな。

ちょっと今の部分だけお答え願いたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

野田福祉課長兼福祉事務所副所長。

○福祉課長兼福祉事務所副所長（野田英一君）

改めまして皆様こんにちは。ただいまの瀬口議員さんからの御質問にお答えいたします。

設計業務の委託に関して、そういうた設計業務が必要かというふうな御質問でありますけれども、今回の設計委託につきましては、議員御承知のとおり、内部壁面の補修と、それ以外にも外壁等においても補修の必要があると思われる部分がございます。

あわせまして、御指摘のとおり、本年度において空調に関する改修のための設計のほうを今進めておるところでございますが、こちらについては、改修工事そのものは来年度予定をしておるところですけれども、こちらの工事と連動する形で蛍光管の販売停止に伴うLED化への対応、そういうたところも今回このタイミングで併せて行う必要があるであろうという判断の下、そういうた内壁、外壁、照明の改修を併せて設計委託をしたいというふうに考えて、今回補正をお願いしているものでございます。

こちらにつきましては、改修の規模や、あと、電気に関する専門性等が設計の際必要になると考えておりますので、そういうた資格を有する方に委託をしたいというふうに考えておるものでございます。

あと、あたご苑の玄関の天板のところについて修繕を急ぐべきじゃないかというふうなことを御指摘いただいておりますけれども、こちらにつきましても担当課、福祉課としても課題認識として持っておりますし、早急に改善に取り組んでいきたいと思っているところですが、今回、こちらの設計の中にはこの部分を含んでいないところです。

こちらにつきましては、設計を要せずとも修繕対応等については可能であろうというふうに判断して、今回のこの補正の中には委託費を含んでいないというふうな判断をしておるところです。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

先ほどの説明にも、この資料にも内部ということを書いてあります、内部壁面。私は外部

を見て回りましたが、以前は何かめぐれたりなんかしどったですたいね。あれは修繕をしています。ほかに私が見た限りでは、早急にせにやいかんかなということを感じられましたので、わざわざ委託料2,000千円を計上してまで修理をすべきものかと。委託料を2,000千円払えば、この2,000千円でほとんど修理できやせんですかというような感覚を私は持ったわけですね。そういうことでちょっとお聞きしたんですが。

それから、施設に勤務されておる方々に、今度修理をやろうとしているんですが、どこですか、部分的に教えてくれんですかというようなことを聞いたんですが、全く分かっとんなはらん。勤務の方が不便があるかなつか、そういうのを聞き取り調査をしてやればいいのに、ほとんどが勤務者の方は無視されておるわけです。大体、工事を委託される方が現場に来て見て回って、こういうところは見ましたと。しかし、どこをどうするのかというのは私たちは分かりませんと。

そういうことですから、いろいろそことの情報を密にして、早い時期から修理をやれば、小刻みにやっていけば、今回が2,000千円でしょうけど、そういうのがわざわざ要るかということなんですよ、私に言わせれば。金の使い方が雑やなと私は思います。

クロスなんて、あんたちょっとやればいいでしょうが。今さっき空調の問題と併せてというようなこともありますですが、それはそれで別な予算を取ってあってでしょう、当初で取つておりますよね。それは完全な別な話であって。

それから、玄関の天板、皆さんにお聞きするけど、玄関はみたんなかですねというようなことなんですよ。内部のクロス貼りというのは、ああ、剥がれよんね、ここひどかですねというようなことなんですが、今後、それでよかですけど、玄関は私はいつしなはっとかなと。早急に考えておりますということですけどね。

そういうことで、私に言わせれば、設計委託をするような業務かどうかというのが今でも私は思うんですよ。こういう金の使い方ね。業者に任せればいいじゃないですかというようなことじゃなくて、小さいところからぼちぼちやれば、委託料は要らんですたいね。

そういうことをぜひ今後気をつけていただきんならいかんなというふうに思っております。これはあたご苑じゃなくて、ほかのところもそうやろうと思うんですけど。

先ほども言いましたように、勤務者の方たちがその施設を使いよつとですから、そこに来場される方、利用されている方たちがどういうふうに思つてあるかというのは、そこに勤務されておる方たちが十分分かると思うんですよ。そういうとをしっかりやっていただいて、

小刻みにやれば、無駄な金は使わんでよかつちゃなかですかと私は言いたいんですが、そこら辺どういうふうにお考えか。今後も2,000千円や3,000千円、何百万円と使っていけば、以前も言いましたけど、ずっと水が湧き出るごとして金使いよんなはるなというふうに思われます。いかがですかね。

○議長（牛嶋利三君）

野田福祉課長兼福祉事務所副所長。

○福祉課長兼福祉事務所副所長（野田英一君）

ただいまの御質問にお答えをいたします。

あたご苑に勤務されてあります2法人の職員の皆様との協議、あと情報のこちらからの提供というふうなところの連携がどうなのかというふうな御質問かと思います。

こちらにつきましては、年度当初に、先ほど話にありましたエアコンの改修に伴う設計のことについてお話をさしあげる際に、今後、空調に限らず、必要な箇所について老朽化が著しい部分の改修に取り組んでいこうというふうに考えているというふうなことは、それぞれの法人の施設長さんとか事務局長さんとかいう方々にはお話をさせていただいておるところです。

それぞれの法人の各現場で働いている職員の皆さんに対して、私どものほうから直接お話をというふうなことを改めてやったということではございませんけれども、個別のいろんな支障が生じているというふうな情報は、施設の管理を担当しています職員のほうと隨時行つていただいているというふうに認識はしております。

ただ、今回、瀬口議員のほうから御指摘をいただいたとおり、当該法人さんの職員さんから、自分は何も聞いていない、何も知らないというふうなことでお話があったというふうなことでございますので、なお一層、今後こちらからの情報の発信と協議、相談等については配慮をしていきたいというふうに考えております。

再度、設計についてどうして必要かというふうなことを御質問いただいたかと思いますけれども、先ほど申しましたとおりなんですが、内壁の改修、あと外壁の改修、あと照明の改修というふうな部分で、内壁についてもクロスが剥がれているだけじゃないかというふうに御指摘をいただいておりますけれども、確かにクロスが剥がれているのが一番目立っているという部分であって、この部分について内壁の補修をということで、修理といいますか、改修に取り組んでいきたいと考えておるんですが、こちらについては建物、施設そのものが建

設から30年弱経過をしてきているというふうな状況がありまして、大規模に見直しが必要だろうと。こちらとしては、剥がれがかなり顕著になっているところのみならず、例えば、1階フロアについては全面的に見直しを図っていく必要があろうというふうに考えておるところです。

あわせて、その場合、ホールの部分等について吹き抜け等にもなっておりますので、階段部分であったり、ホール部分であったりとかという場所においては、足場を組んでの作業が必要になってくるというふうに伺っております。そういった部分と、外壁につきましては打診検査といいまして、壁をたたいて出てくる音によって安全性を確認するというような検査があるんですけども、そういった検査をこの委託の中で行っていただいて、壁の崩落等がないかどうか、そういったおそれがないかを確認しながら、必要な箇所について補修をしていくというふうなことを考えております。

また、照明等に関しましては、今の蛍光灯からLEDに照明器具を変更する必要があるというふうな部分で、いわゆる蛍光管をLED対応の照明器具に変えれば、それで事足りるというふうなことではなくて、そのベースになる取付け機材のほうも見直したり、電気の配線等の見直しも場合によって必要になるというふうなことを伺っておりますので、そういった部分につきましては、職員ではとても対応が困難でございますので、専門家に委託をしたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

私が言っているのは、老朽化するのは当たり前なんですよ。だから、今のお話は、2年、3年前から指摘されるとあるわけですたいね。完全に悪くなつて、いざというときに固まってやるから、設計委託料まで支払ってやらにやいかんというようなことが開示される部分があるんじゃないですかということを私は言いよるわけですね。わざわざ2,000千円ちょこちょこ出してですよ。ほかの施設もそうやろうと思います。

今度はげんきかんも恐らく修理されなんなら、また設計委託料。早めにやつときなはんなら、何ちこつかですたい。悪うなつて、窓から伝わってきて床に流れ込んでおると。そこまで悪うなつたってまだしなさらん。同じ施設、同類項の施設でございますから、あえて言

いりますけど、私が言いたいのは、そこで勤務されていらっしゃる方たちの意見を十分に聞けば、年度初めに言ったって、いつ、どこどこ幾つか箇所があって、職員さんたちも一つ一つそれは覚えとんなはらんですよ。小刻みに聞いて、早く修理ができれば、こういう無駄な金は要らんとやないですかということを私は言いります。設計委託料、委託する回数が少なくなる可能性もありますもんで言っているわけです。私の言いよることは分かんなはっですかね。3回目で終わりますので。本当にしっかり、無駄な金を使わずに、意見を聞きながら、速やかな運営をしていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

答弁要りませんか。（「言いたければ、どうぞ」と呼ぶ者あり）野田福祉課長健福祉事務所副所長。

○福祉課長兼福祉事務所副所長（野田英一君）

御指摘、御意見ありがとうございます。

まず、施設で活動いただいている様々な職員の皆様につきましては、これまで以上に隨時にいろんな情報を提供いただけるように連携を取っていくように努めてまいりたいと思います。

あと、修理に関しましても、御指摘のとおり、小まめに修理をしていけば、ここまで大規模にならないんじゃないかというふうな御指摘をいただいたところで、これまで予算の範囲内で修繕については優先順位を判断しながら極力取り組んできているところではありますけれども、そういう御指摘につきましても検討しながら、どこまでを修繕、どこからを大規模改修といいますか、ある程度期間を要しながら対応していく必要があるのかといったところについてはしっかりと考えて対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

以上をもちまして、通告によるあたご苑管理費に対する質疑を終わります。

ほかに関連質疑があれば、挙手をお願いしたいと思いますが。14番中島一博議員。

○14番（中島一博君）

瀬口議員の話を聞きながら、契約検査課に建築関係の方2名雇用してあると思います。そ

の方もこの改修の設計はできないのか。市長が雇用してあるからですね。何のために建築関係の方を雇用してあるのか。この2問だけお願ひします。市長に聞きます。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

中島議員の質問にお答えいたします。

建築の専門家をということで雇ってまいりまして、今2名おりますけれども、その方たちが設計をするということではなくて、やはりしっかり判断する、見るという部分で考えております。

近隣の市でもそういう面では、設計等に関してはやはり実務経験等も必要です。そして、その実務経験の中でもそれぞれ専門がございます。建築全般といつてもかなり広うございまして、給排水とか、電気とか、設備とか、機械とか、そういうのも含めて全てできるかというと、そういう部分は非常に難しいのではないかと。

ですので、建築関係の専門に関してはしっかりそういうのを鍛えて、見抜いて、どこがいい悪い、どこをどういうふうにすべきとか、そういう判断を市のほうからしっかりできる人材を育てていこうというふうに考えておるわけでございますので、今現在でそういう資格を持った人材はおりませんので、建築関係ではありますけれども、設計まではできないということでお答えいたしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

例えば、なぜできないかというのと、何のために建築関係の方を雇用してあるのかということについて。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

設計はしっかり見ていくということですね。

そしてもう一つは（「建築関係の方を何のために雇用してあるのか」と呼ぶ者あり）だから、建築関係はその設計が出来上がった段階で、しっかりこの設計は出来上がっているかど

うか、また、施工の中でしっかりと施工ができているかを判断してもらうために雇っているということをございます。

補足は担当でお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

松尾契約検査課長。

○契約検査課長（松尾秀勝君）

先ほどの御質問に対してですけれども、今、契約検査課の中に建築関係を経験した職員が2人おります。主に建築系と機械系の分を経験して職に就いておりますけれども、現状としては、いろいろな施設がみやま市にもございますけれども、そこでのサポートや助言というのは現在も行っています。直接設計をするということにまではまだ至っていないというのが現状であります。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑がないようですから、質疑なしと認めます。

次に、歳出、3款2項1目、放課後児童クラブ事業費に対する質疑がございます。同じく12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

予算関係資料82ページ、説明資料7ページですね。3款2項1目、放課後児童クラブ事業費についてお聞きをいたします。

質問通告後に聞いたところ、これは清水校区の児童クラブということで間違いないですね。それで、手続上でトラブルったと。トラブルったという言い方はどうかよう分かりませんが、そういうことでプレハブをリースできなかつたということのようですが、これをもっと詳しく、何でこういうことになつたのかと。何でかというと、これができるとすれば、放課後児童は今待機が四、五名と聞いておりますが、この方たちも全部入られたわけですよね。ですから、こういうことを考えれば、残念だなというふうな気がしますので、その理由をひとつ詳しく説明していただければと思います。

それと、この待機児童者の家庭の方は今年度から入られるというような思いだったと思う

んですが、こういう方から何か御意見とか苦言とか今まであったのかどうか。

それからもう一つは、あとは学校関係にお聞きせにやいかんですけど、今の減額補正をされたいきさつ、手続上の問題と児童クラブに入れると思っていらっしゃった家庭からの苦言等があればということで、この件についてお聞きいたします。

○議長（牛嶋利三君）

甲斐田子ども子育て課長。

○子ども子育て課長（甲斐田美紀君）

改めましてこんにちは。先ほどの瀬口議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

本件は、清水放課後児童クラブに係る施設使用料の補正でございます。現在、清水放課後児童クラブの施設は小学校の北側の専用施設を使用しております。定員20名に対しまして、8月1日時点で4人が待機をしている状況です。

本市におきましても、国の方針に従いまして、現在の清水放課後児童クラブ施設の付近におおむね30人利用可能とするプレハブ施設を設置し、今年度よりリースを開始する予定で当初予算を計上させていただいておりました。しかしながら、リース開始に向けて協議を進める中で、エアコンリース料の高騰等、手続上必要なものを計上していき、併せて児童用の棚、備品等を追加する必要が生じまして、再度概算の見積書を依頼したところです。

令和7年度当初予算で、本年5月から来年3月までの11か月分、2,332千円の施設の利用料と、令和8年4月から令和10年4月までの使用料として、債務負担5,300千円を議決いただきました。しかしながら、今年度中のリース使用開始のほうは難しいところとなりましたので、2,332千円を減額させていただき、併せて3年リースを5年リースへ変更したことによりまして22,980千円と試算をしましたので、5,300千円から22,980千円債務負担の変更をいたします。

国におきましては、待機児童対策解消策といたしまして、学校内における整備の推進や賃貸借物件等を活用した受皿整備等を推進しております。

今後のスケジュールとしましては、業者を決定した後に、確認業務、基礎、建築工事、3月末にプレハブを完成いたしまして、令和8年4月のリース開始を目指しております。

以上で御説明を終わらせていただきます。

待機児童4人現在いらっしゃるんですけれども、その保護者の方からの御意見等は特に今のところ伺っておりません。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

ありがとうございました。待機児童の家庭から何も御意見がないということは私も不思議でたまりませんが。

それから、今リースだということをお聞きしとるんですが、これは教育部のほうに聞きますが、清水小学校の空き教室の利用というのは、ほかの方面でもいろんな、私は岩田校区も聞いたんですが、空き教室はありますかと言うと、ないとおっしゃるんですよ。しかし、空き教室があったから、校区公民館とか、そういうのを利用されておるんですが、この清水小学校でプレハブをリースしてまですべきなのか。せにやいかんんですけど、空き教室を利用するることは考えられなかったのかですね。空き教室があるかなつか。もしないと言われば、清水小学校が建設されたのはいつで、そのときの児童数は幾らなんですか、教室はどうがしこですか、聞こうごとあるわけですよ。今の児童数と以前の児童数と。そしたら、空き教室はあるでしょうとしか思われんですたいね、簡単に言えば。児童数がどうがしこ、建設された頃から減ってきとるのか分かりませんが、当然のことながら、空き教室というものはどこの小学校でもあったはずなんですよ。これが利用されないというのは非常にもったいないなというふうな感じがしますが、いかがでございますかね。

○議長（牛嶋利三君）

松尾学校教育課長。

○学校教育課長（松尾郁代君）

瀬口議員の清水小学校の空き教室についての御質問にお答えさせていただきます。

大変申し訳ございませんが、すみません、清水小学校が何年に建設されて何人の児童がいたというきちんとした資料については手元に持ち合わせておりませんでしたので、その部分についてはまた後ほどお答えをさせていただきたいというふうに思います。

子ども子育て課のほうから相談を受けまして、私、学校教育課といたしましてはすぐ清水小学校と協議をいたしました。現状といたしましては、もともと清水小学校が各学年1クラスの教室ということで造られておりましたので、ほぼ空き教室というものはございませんでした。そういう中で、令和7年度から特別支援学級が1クラス増えております。こういっ

たことで、全ての教室を今授業のほうで利用している状況でございますので、放課後児童クラブとの共用が厳しいということでございます。

その旨、子ども子育て課のほうにはお伝えをいたしまして、今回補正で計上してあるような形でのリースというところでの判断をしていただいたところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

先ほども言いましたように、いろんな行事、いろんな施設が、地域、地域で要望なり今まで相当数あった中で、中学校も含めて空き教室はないですかというようなことを聞きますと、必ず空き教室はないと。ここの場合も、今聞きりますと、各学年1クラスずつ。そしたら、6教室しかなかったのか。それから考えれば、当時の児童数、教室が1学年1つだということになると、ほかに音楽とかいろいろあつただろうと思うんですけど、ないということは私はほとんど考えられんとですよね。清水小学校に限らず、ほかの小学校、中学校もだったということを申し上げておきますが。

いずれにしましても、今は空き教室がないとおっしゃればそれまでなんですが、今後、プレハブをリースもせずに何か造つたらいいんじゃないかというような話までさせていただいたんですけど、小学校の統合の問題がこれにもまた絡んでくるわけですたいね。あそこ2校今残っていますね。それで、そういうとも早く整理していかんと、どげんしてよかか先々が見えてこん部分もあると思うんですが。

いずれにしたって、関係各課の中でもっといい方法はないかなと私は思うんです。先ほども言いましたように、何でん業者さん任せ、人任せでやっていると、新聞にも載っておりました、財政が悪化しているよと、先ほど報告でも少しあつたんですが。要するに一言で言えば、無駄な錢はできるだけ使わんように関係各課でいい方策を見いだして、これが住民サービスへの一つの大きな手がかりじゃないか、手がかりといいますか、踏み台じゃないかなというふうに思っております。

今回はそういうことで仕方ないかなと思うんですが、今後、いろいろ関係各課連携を取つていい方法を見いだして、特に今回の分については児童クラブが不備なく、滞りなく運営されますようにひとつお願いをせにやいかんというふうに思っておりますが、今回入られな

かった待機児童の家庭には非常に残念だなという思いでございますので、今後、一生懸命そういうのも考えながらやっていただきたいというふうに思っております。

甲斐田課長何か言いたそうじやなかですか、私に向かって。何かなかですか。

○議長（牛嶋利三君）

甲斐田子ども子育て課長。

○子ども子育て課長（甲斐田美紀君）

子供たちが今後も安心・安全に過ごすことができるよう、関係各課とこの後も協議しながら安全なスペースを造っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（牛嶋利三君）

以上をもちまして、通告による放課後児童クラブ事業費に対する質疑を終わります。

関連質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。

次に、歳出、7款1項2目の企業誘致対策費に対する質疑を行ってまいります。10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

85ページ、7款1項2目12節の委託料の事業費の企業誘致対策費、予算関係資料9ページで補正予算の主な内容という説明でいけば、宿泊施設立地可能性調査委託料、説明として「本市における宿泊需要推計等の調査を行い、宿泊施設の誘致活動を推進する。」とありますけれども、これの具体的な調査時期と期間等が決められているのかというのをお聞かせ願いたいというふうに思いますが、ここでちょっと気になる分が、宿泊需要推計という言葉が書いてありますけれども、これはどなたに向かってするのかな、いわゆるみやま市内宿泊施設等、一番皆さん御存じなのは清水山荘等があるというふうに思いますが、ほかに宿泊施設等は果たしてあったのかな、そこの宿泊者に対して調査をするということでいけば分かりますけれども、市内でこの調査をどのような形でするのかな。ただ全国的にみやま市に泊まってくださいといいうようなことでの調査ができるのかなということと、あと、この調査ができる委託先等を含めて何社ぐらいあるのかなというふうに感じております。この分がいわゆる

旅行会社等への委託ということであれば、そういった活動をされている旅行会社等もあるかなというふうに思いますけれども、ちょっとそこが理解できませんので、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（牛嶋利三君）

垣田商工観光課長。

○商工観光課長（垣田智章君）

私のほうからお答えいたします。

まず、調査の開始時期と期間を決めているのかという御質問でございますが、補正予算の議決をいただきました後に業務委託を行いまして、今年度中の調査完了を予定しております。

次に、誰に向けた宿泊需要の推計なのかという御質問でございますが、みやま市内におきます宿泊需要を調査いたしまして、今後、ホテル事業者に対して誘致活動を展開してまいりますので、事業者に対して、本市ではこれくらいの宿泊需要がありますという資料を示して誘致活動を展開してまいりたいと考えております。

それから、（「何社ぐらいか」と呼ぶ者あり）調査を請け負うことができる業者が何社あるかまでは把握はできておりませんけれども、宿泊需要を推計するという業務になってまいりますので、その業務の遂行能力や、また、調査結果に一定の信用が求められる調査になりますので、業者数は限られてくるとは考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

1点もうちょっと詳しく教えていただきたいです。そこが抜けていたかなというふうに思いますが、みやま市に泊まりたいという人はどうやって調査をするのかということを教えていただきたいんですよ。みやま市内の人人が泊まりたいというふうには思わんと思うとですね。よそから来てみやま市に泊まりたい、いわゆる今はやりのインバウンドの人たちというふうに思うんですよ。今いろんな分でいけば、農泊施設とか農泊体験とか、いろんな分があるというふうに思うんですよ。だから、その調査はどのようにするんですか。それを2,200千円かけてやるということありますけれども、そこが果たしてできるかなということを、

私はクエスチョンを持っているんですよ。そこを私はお聞きしたいんですよ。そこを中心に回答をお願いしたいというふうに思います。

○議長（牛嶋利三君）

垣田商工観光課長。

○商工観光課長（垣田智章君）

お答えいたします。

宿泊需要をどのようにして把握していくのかという御質問でございますが、今考えておりますのは、本市の観光入り込み客数、また、本市にあります観光資源に加えまして、ワンヘルスセンターにおける大規模な会議、集会等、そういった需要を試算いたしまして、総合的に宿泊需要がどれくらい見込めるかというところを推計していくことといたしております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

私なりに理解する分でいけば、現状、みやま市に観光を含めて来ていらっしゃる人たち、この人たちの意向調査までいかないかもしれませんけれども、そういった人たちを対象にできればやりたいと、そういった人たちが、みやま市に泊まりたいという人たちの推計を取つて、誘致活動につなげていきたいというような中身かなというふうに思います。

あと、誘致活動を進めるに当たって、前回、条例改正をして、長田からみやま市全域に対して、そういった宿泊施設の関係ができるような条例もつくってあります。そのときに、みやま市からこういった宿泊施設をお願いしたいということでいければ、みやま市として、こういった地域がありますとか、具体的にいければ、一番いいのは土地の提供等ができればいいというふうに思いますけれども、そこまで含めて宿泊施設の誘致活動をつないでいきたいというふうに思っていらっしゃるのか、そこはそういった個々の調査する委託先がするのか、それとも今後、市とそういった委託先と連携してやるのか、そこだけをお聞かせ願いたい。3回目です。簡潔にお願いしたいというふうに思います。

○議長（牛嶋利三君）

垣田商工観光課長。

○商工観光課長（垣田智章君）

お答えいたします。

本補正予算で上げております宿泊施設の立地可能性調査につきましては、あくまでも宿泊需要を推計していくという調査でございますので、立地する適地がどこで、どうだというところまでは調査には入っていないところでございます。

ですので、今後誘致活動を進めるに当たっては、ある程度用地の範囲といいますか、そういったところも検討していく必要があろうかと考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

通告による質疑が終わりましたが、関連で何かお尋ねがあれば挙手をお願いしたいと思います。質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。

以上で通告による企業誘致対策に対する質疑が終わりました。

次に、歳出、9款1項3目の非常備施設整備費に対する質疑を行います。14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

87ページの消防施設費の件について伺います。

山川南部格納庫建築設計業務委託料ということで6,500千円計上してありますが、先ほど答弁もなされたように、2名の建築関係の方がおられますけれども、設計はできないということで答弁はもらってますが、2年前の令和5年の第3回の補正予算でも、東部の格納庫の委託料、そのときは5,000千円組んであるんですよ。東部のほうが3分団老朽化した格納庫を一つに統合して新築してあるんですけど、今度の南部は狭いと思うんですけど、1,500千円設計業務委託料が上がっているのはなぜ上がっているのか、その辺を先に伺います。

○議長（牛嶋利三君）

宮本消防署長兼消防本部総務課長。

○消防署長兼消防本部総務課長（宮本一久君）

こんにちは。先ほど中島議員さんのほうから、山川東部分団の格納庫設計委託料が南部格納庫の設計委託料よりなぜ高いのかという御質問かと思いますが、その理由といたしまして、山川東部格納庫を設計した段階から、国土交通省に定める官庁施設の設計業務等積算基準が

改正され、人件費の高騰による技術者単価上昇がされております。また、建築基準法の改正による建築物エネルギー消費性能適合判定に係る手續が追加されたものによるものでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

そうしたら、東部分団の場合は工事費が64,000千円だったと思いますけど、南部の場合は、設計料は1,500千円上がっているけど、こういったところは来年の当初予算に提案されると思う。工事費も上がるのか下がるのか。これを見たら、東部は200平米、約60坪ですね、南部の場合は150平米、約45坪。建築の工事費が上がるのか下がるのか。東部の場合は64,000千円、南部の場合は来年当初予算で提案されると思うんですよ、その工事費が上がるのかどうか、その辺をお伺いします。

○議長（牛嶋利三君）

宮本消防署長兼消防本部総務課長。

○消防署長兼消防本部総務課長（宮本一久君）

工事費につきましては、今回設計委託をお願いしまして、それにより積算がされるものと思っております。物価上昇等も近年の社会情勢においてございますので、また設計がしっかりできましたら、当初予算で建築費用のほうを計上させていただきたいと思います。

どれくらい上昇するかというのにつきましては、今回の設計委託の結果、成果等により計上させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

一般的に考えるなら、坪数が15坪ぐらい違うから安くなるのかなと思っているんです。設計委託料が1,500千円上がっているから、工事費も自然と上がるのかなという感じを受けておりますけど。物価高騰もあるからですね。その辺は分からぬと思いますけど、私はそういうのを危惧しとるんです、上がるのかなと。分かる範囲内でいいです。

○議長（牛嶋利三君）

宮本消防署長兼消防本部総務課長。

○消防署長兼消防本部総務課長（宮本一久君）

先ほどお答えしましたとおり、面積につきましては、予定でいきますと、東部格納庫のほうが50平米程度狭くなっていますので、そういったところも踏まえ、また、見直せる部分の材料等についてもしっかりとそういったところも検討しながら、今回の設計委託について消防本部としても精査していきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

以上をもちまして、通告による非常備施設整備費に対する質疑を終わりました。

ほかに関連する質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。

次に、歳出、10款1項2目の学校再編推進事業費に対する質疑を行います。10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

88ページ、10款1項2目10節、需用費、事業名が学校再編推進事業費の1,900千円です。説明資料でいけば、10ページの消耗品費で、説明でいけば、令和8年4月のみやま中学校開校による校名変更に伴い、部活動公式ユニホーム及び生徒用名札等を購入するとありますが、部活動で着用するユニホームというのは、私の感覚ですよ、基本的にこれは部活をやりたいという方の部員の個人負担ではなかったのかなというふうに思います。そういった状況で、今までそういった部活動で使う公式ユニホームと言われる分の公費負担等があったのかなかったのかというのをまずお聞きしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

河野教育総務課長。

○教育総務課長（河野成嗣君）

私のほうから御質問にお答えをいたします。

まず、部活動で着用するユニホームは個人負担ではないのかということですけれども、完

全に個人負担の分と、あとは校納金で部費のほうに割り当てられて、そちらから購入されてある分もございます。総じて申し上げれば、個人負担ということかというふうに思っております。

それから、過去に部活動のユニホームの公費負担の実績があるかということですけれども、これにつきましてはございません。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

過去にないということで、部活動ユニホームを公式といいますか、公費で負担する分も今まで若干ではあったということありますけれども、何ゆえ今度中学校開校による校名変更に伴い部活動公式ユニホームということで予算、金額的には1,900千円あるということですけれども、この計上の理由を分かりやすく教えていただきたいというふうに思います。

○議長（牛嶋利三君）

河野教育総務課長。

○教育総務課長（河野成嗣君）

ユニホームが必要な部につきましては、学校のほうに令和8年4月にどういった部活動が残るのかといったところの調査、それから、どういった部活動にユニホームが必要なのかといった分、それから、数量についても学校のほうに確認をさせていただいて、予算的には1,900千円ということでございますけれども、ユニホームの分では1,700千円を想定いたしております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

ユニホームという分でいけば、私はまだ疑問は残っております。ただ、そういった学校名が変わるということでいけば、いわゆる旗等、多分そういった分では、今まで瀬高中学校、あるいは東山中学校というのがやっぱりみやま中学校ということで名称変更ということで必

要という分では分かっとですよ。ただ、個人が部活をやりたいという人たちに対するユニホームというのが若干まだ違和感を持っておりますけれども、そこはもうちょっと納得できるようなことを説明していかないと、今後、こういった問題も多分発生してくるんじゃないかなと。合併してつくったやんね、もうよかやんねと言われた場合、いや、個人のユニホームについてはこういった理由がちゃんとありますよというような説明をして、こういった事業を展開していかんと、今後困るような事象が出てきやせんかなというような不安がありますので、そこはきっちりとした精査をしていただきながら、そういった学校に対する児童・生徒、いわゆる保護者の方たちにも説明をきっちりやっていくべきじゃないかなというふうに思います。

ただ、簡単に校名が変わります、ユニホームを補助します、それだけじゃなかなか厳しいんじゃないかなという思いがあるので、きっちりとした方向性を持った中身をしていただきたい。ただ、金額的にはそんなに大きな金額ではないというふうに思うんですよ。でも、これが公費負担ということであれば、1円でも公費負担をやつたら、きっちりとやっていくべきではないかなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

何かあれば。せっかく教育長も座っていらっしゃいますので、教育長のほうからも何かあれば、そういった学校教育に対する取組の一つというふうに思いますので、できればよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（牛嶋利三君）

河野教育総務課長。

○教育総務課長（河野成嗣君）

まず、私のほうからよろしいですか。

今回、学校再編に伴いまして、新2年生、3年生となる子供さんにつきましては、一旦、個人負担をされてあります。それをまた個人負担を強いるのは負担をかけるだろうというところで今回上げさせていただいておりますので、あくまでも学校再編に伴うものということを捉えていただきますようによろしくお願ひいたします。

○議長（牛嶋利三君）

藤岡教育長。

○教育長（藤岡育代君）

この公式ユニホーム等も含めて、きちんと再編に伴って予算が生じた場合の説明ができる

ようにしていきたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（牛嶋利三君）

以上で、通告による学校再編推進事業費に対する質疑を終わります。

関連として、12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

説明聞いて大体分かりましたけど、ユニホームとおっしゃりようそのユニホームの範囲といふのはどこば考えとんなはるとかというのが1つね。例えば、室内でバスケットがあると。バスケットは上下がもちろんです。シューズまでユニホームの一つなのか。外でやっている野球、上下も分かれます。ソックスもはかにやいかん、帽子もかぶらにやいかん。どこまでがユニホームとして捉えてあるのかというのが1つと。

そのユニホームを個人に配りました。そのクラブをやめました。そのときの対応はどうしますか。やめた後、ユニホームを回収すれば、その回収したものはさらにどうするのかと。

以上、お答えできますかね。

○議長（牛嶋利三君）

河野教育総務課長。

○教育総務課長（河野成嗣君）

各部活ごとに上着だけとか、下のほうもとか、部活でそれぞれ違います。今回は靴とかは関係ございませんで、必要な名前が入る部分の上着、それから、大会に出るときに統一して必要な下のズボンといいますか、そういうものでございます。

例えば、野球につきましては個人負担になってございます。試合に出るときにはゼッケンだけをつけ替えるとかということで、そちらについては個人負担ですので、個人さんのものとなるかと思います。

ただ、校納金を集めて部費で購入している分につきましては、学校のほうに引き上げさせていただいて、また次の年にお使いいただくようなことを考えております。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですかね。

ほかに関連質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

関連質疑なしと認めます。

議案第48号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

日程第25 議案第49号

○議長（牛嶋利三君）

日程第25. 議案第49号 令和7年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。大坪財政課長お願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

それでは、議案第49号 令和7年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。今回は長くなりませんので、御安心いただきたいと思います。

議案書92ページをお願いいたします。

令和7年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、債務負担行為のみの補正予算でございます。

それでは、93ページをお願いいたします。

第1表 債務負担行為は、翌年度以降の債務を負担するため、集団特定健診委託料42,000千円を追加いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行いますが、通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第49号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

日程第26 議案第50号

○議長（牛嶋利三君）

続きまして、日程第26. 議案第50号 令和7年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。引き続き大坪財政課長お願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

引き続き、議案第50号 令和7年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書95ページをお願いいたします。

令和7年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、介護保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ35,796千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,209,465千円といたしております。

まず、歳入予算でございます。議案書100ページをお願いいたします。

8款1項1目の前年度繰越金35,796千円は、財源を調整し計上いたしております。

次に、歳出予算でございますが、101ページ、7款. 諸支出金、1項2目. 償還金は、介護給付費等事業費や地域支援事業費などの前年度精算による国、県、支払基金への返還金35,796千円を計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行いますが、通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第50号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

日程第27 柳川みやま土木組合議会議員の補欠選挙について

○議長（牛嶋利三君）

続きまして、日程第27. 柳川みやま土木組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことと決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議長が指名推選をすることに決定いたしました。

柳川みやま土木組合議会議員に、2番三小田智裕君、10番上津原博君、以上2名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました2名の諸君を柳川みやま土木組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました2名の諸君が柳川みやま土木組合議会議員に当選されました。

当選されました2名の諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によつて当選の告知をいたします。

日程第28 有明生活環境施設組合議会議員の補欠選挙について

○議長（牛嶋利三君）

日程第28. 有明生活環境施設組合議会議員の補欠選挙を行ってまいります。

お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によ

りまして、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことと決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議長が指名推選することに決定をいたしました。

有明生活環境施設組合議会議員に、1番諸富正也君、15番宮本五市君、以上2名の諸君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名いたしました2名の諸君を有明生活環境施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました2名の諸君が有明生活環境施設組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました2名の諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

それでは、お諮りいたします。議事の都合によりまして、9月3日を休会にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、9月3日を休会とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、次の本会議は9月4日となっておりますので、皆さん方には御承知おきをお願いしたいと思います。

午後0時16分 散会